

税務署の出張相談

2月28日(月)・3月1日(火)

〔譲渡・所得税〕

3月7日(月)・10日(休)・11日(金)

〔所得・消費税〕

午前9時30分～午後4時

役場第1・2会議室

税理士による無料相談

3月7日(月)

午前9時30分～午後3時30分

役場第1・2会議室

所得税・町県民税の

税のプロムナード

主婦がパートで働いたとき

最近、家庭の主婦がパートで外に勤めることが多くなっています。ところで、主婦がパートに出る場合、税金の面で次の2つのことを知っておくとよいでしょう。

1つは、パートで働く主婦自身に、所得税や住民税がかかるかどうか。もう1つは、夫の所得税や住民税を計算するときに、配偶者控除額や配偶者特別控除額を差し引くことができるかどうかということです。その控除額は妻のパートの年収によって異なりますので具体的には次の「配偶者控除額と配偶者特別控除額の早見表」をご覧ください。

配偶者控除額と配偶者特別控除額の早見表(所得税)

パートの年収	配偶者控除額	配偶者特別控除額	合計
70万円未満	35万円	35万円	70万円
70万円以上 75万円未満	35	30	65
75万円以上 80万円未満	35	25	60
80万円以上 85万円未満	35	20	55
85万円以上 90万円未満	35	15	50
90万円以上 95万円未満	35	10	45
95万円以上100万円未満	35	5	40
100万円	35	—	35
100万円超 105万円未満	—	35	35
105万円以上110万円未満	—	30	30
110万円以上115万円未満	—	25	25
115万円以上120万円未満	—	20	20
120万円以上125万円未満	—	15	15
125万円以上130万円未満	—	10	10
130万円以上135万円未満	—	5	5
135万円以上	—	—	—

(注) 1 住民税の場合は、それぞれ最高31万円が控除できます。

2 配偶者控除には、夫の所得制限はありません。

パート収入(平成5年中)とその課税関係

パートの年収	パート収入に所得税が	パート収入に住民税(所得割)が
99万円以下	かかりません	かかりません
99万円超 100万円以下		かかります
100万円超	かかります	

(注) 所得税・住民税とも平成5年中に生じたパート収入にかかるものですが、住民税は翌年の納税となります。

還付申告は2月16日以前でも

税務署で受けられます

確定申告をする義務のない方でも次のような場合は、申告すると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

① マイホームをローン等で取得した場合

② 多額の医療費を支払った時

③ 災害や盗難にあった時

④ 年の中途で退職し、再就職していない場合

※ 郵送による申告書の提出も可能です。

青色申告をはじめてみませんか

所得税の確定申告に、青色申告があるのはご存じですか。

青色申告には、青色事業

専従者給与の必要経費算入や青色申告特別控除など様々な特典があります。

青色申告特別控除は、平成5年分の確定申告から新設されたもので、正規の簿記の原則により記帳されていると、最高35万円が所得から控除できます。

扶養控除額の改正

—平成5年分以後の所得税から—

区	分	改正後	改正前
		特定扶養親族	同居特別障害者でない人
	同居特別障害者である人	80万円	75万円

※特定扶養親族とは、扶養親族のうち昭和46年1月2日から昭和53年1月1日までの間に生まれた方が該当します。